

熱海市建物利用現況調査（都市計画基礎調査）業務委託

【特記仕様書】

（適用）

第1条 本特記仕様書は、熱海市（以下「市」という。）が発注する「熱海市建物利用現況調査（都市計画基礎調査）業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

（業務の目的）

第2条 本業務は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第6条第1項の規定により、静岡県が実施する都市計画基礎調査に係る建物利用現況調査を実施することを目的とする。

（通則）

第3条 受託者は、本業務を遂行するに当たり、業務委託設計書、業務委託契約書、約款及び特記仕様書に基づき、市と常に密接な連絡をとり、正確かつ誠実に業務を行わなければならない。

（業務の対象）

第4条 本業務における対象区域は、熱海市都市計画区域（6,178 ha）とする。

（業務内容）

第5条 本業務は、都市計画基礎調査要綱（令和3年版、静岡県交通基盤部都市局都市計画課）（以下「要綱」という。）及び都市計画基礎調査GIS作成仕様書（令和2年度版、静岡県交通基盤部都市局都市計画課）に基づき、次に掲げる項目について実施する。

(1) 計画準備

受託者は、本業務の目的や今後のデータ利用用途を考慮して、本作業を合理的かつ能率的に遂行するために必要な資料収集及び各工程の基本方針を定め、業務実施計画書を立案するとともに、業務に必要な資料収集整理等を行う。

(2) 建物用途別現況

住宅地図及び市が貸与する前回調査（平成29年度）の建物用途別現況図等の資料を参考とし、要綱「4. 建物 1) 建物利用現況 (1) 建物用途別現況」に基づく調査及び建物用途別現況図（GISデータ及びデータ定義書を含む。）の作成及び建物用途別現況図の棟別に空間データ属性の入力を行う。なお、業務の実施に当たっては、次に掲げる事項を考慮するものとする。

ア 建物用途は前回調査時点より建物が変わっていない場合でも利用用途が変更されている場合があるため、住宅地図にて全件調査を実施すること。

イ 住宅地図などで判断できない建物の建築面積や延床延面積については、他資料（公有財産台帳、学校施設台帳等）も活用して調査を実施すること。

ウ 調査選択項目については発注者と協議の上出来る限り作成すること。

(3) 建物現況面積

ア 地区別、用途別の建物延床、建築面積現況

全建物の種類を集計表に区分して、地区毎に、用途別の建物延床、建築面積をまとめる。

イ 住宅延床面積現況

全国及び都市計画区域内住宅の建て方別戸数、平均延床面積を、集計表にまとめる。

ウ 小地域単位集計

小地域別に、棟数の状況を集計表にとりまとめるとともに、CSVファイルを作成する。

なお、集計に当たっては、受託者は市と協議し、個人又は事業者等の権利利益を保護するために必要な集計データの秘匿処理を行う。

(3) 成果品取りまとめ

本業務の成果について取りまとめ、成果品を作成する。併せて、成果品データの定義書を作成し、報告書としてとりまとめる。

(4) 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間時、成果品納入時の計3回実施するものとする。打合せ結果を議事録としてとりまとめ、監督員へ提出するものとする。なお、打合せ協議の実施について、市が必要と認めるときは、受託者と協議のうえ、Webによることができるものとする。

(資料の貸与及び返却)

第6条 受託者は、次に掲げる資料を市から貸与を受けるものとする。

- (1) 熱海市地形図 (DM データ、1/2,500、平成21年) 一式
- (2) 平成29年度 都市計画基礎調査建物用途別現況図 (紙ベース及びGIS データ) 一式
- (3) 航空写真オルソ画像データ 一式
- (4) 都市計画基礎調査要綱 (令和3年版、静岡県交通基盤部都市局都市計画課)
- (5) 都市計画基礎調査GIS 作成仕様書 (令和2年度版、静岡県交通基盤部都市局都市計画課)
- (6) 建物に係る資料 (登記済通知書、建築確認概要書、新築・滅失リスト等)
- (7) その他市が必要と認めたもの

2 受託者は、市から貸与された資料を本業務以外の目的で使用してはならない。

3 受託者は、本業務完了後、市から貸与された資料を直ちに市に返却しなければならない。

(成果品)

第7条 本業務の成果品は、次に掲げるものとし、すべて市の所有とする。

- | | |
|------------------------------------|----|
| (1) 報告書 (A4版) | 2部 |
| (2) 建物用途別現況図 (1/2,500、カラープリント、35面) | 2部 |
| (3) 建物現況面積調書 | 2部 |
| (4) 上記までの電子データを収納したCD-R | 2部 |

なお、図形データについては、SHAPE 形式及びKML 形式のデータも併せて収納する。

- | | |
|-------------|----|
| (5) その他関係資料 | 2部 |
|-------------|----|

(その他)

第8条 受託者は、責任を持って報告書の作成及び校正を行うものとし、成果品に誤りがあった場合は、市の指示により、受託者は直ちにその誤りを訂正するものとする。

2 受託者は、業務完了後においてもその成果について、責任を持って市の協議に応じなければならない。